

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
		樹木点検	ヤマザクラ、エノキ等	本	48			第1表参照
		樹木点検	ユーカリ、シュロ等	本	203			第2表参照
		樹木二次診断		日	1			第3表参照
		樹木伐採	ヤマザクラ、エノキ等	本	5			第4表参照
		樹木伐採	ユーカリ、シュロ等	本	28			第5表参照
		直接委託費						
		経費		式	1			
		処分料	ヤマザクラ、エノキ等	kg	5,500			
		処分料	ユーカリ、シュロ等	kg	8,400			
		委託価格						
		消費税		%	10			
		委託費計						

第 1 表

樹木点検(ヤマザクラ、エノキ等)

60 本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
合計						
1本当たり						

第 2 表

樹木点検(ユーカリ、シュロ等)

80 本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
合計						
1本当たり						

第 3 表

樹木二次診断

1 日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
樹木医		人				技師B
合計						

第 4 表

樹木伐採

ヤマザクラ、エノキ等

1 本当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
交通誘導員B		人				R08
リフト車	12m	日				第7表参照
クレーン付きトラック	4.0t積 2.9t吊	日				第8表参照
チェーンソー	350mm	日				第9表参照
合計						

第 7 表

リフト車

12m

1 日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
リフト車損料	ブーム型(直伸・屈折式)12m	h	6.0			M05
軽油		L	21.6			T01 3.6×6
* * 1日当たり * *						

第 8 表

クレーン付トラック

4.0t積 2.9t吊

1 日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
クレーン付トラック損料	4.0t積 2.9t吊	h	6.0			M12
軽油		L	31.8			T01 5.3×6
* * 1日当たり * *						

第 9 表

チェーンソー

350mm

1 日当たり

名称	規格・寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.28			T02 0.38 × 6
チェーンソー損料	350mm	日	1.00			M06
* * 1 日 当 た り * *						

仕様書

本業務委託は、設計書、標準年間管理計画表、契約書によるもののほか本仕様書による。

第1章 委託名称、委託場所、目的

- 1 委託名称 ユーカリ交通公園緊急樹木点検・伐採等業務委託
- 2 委託場所 松戸市小金原一丁目25番地
- 3 本業務委託の目的
当該公園内の樹木について、倒木による事故等を未然に防止し、公園利用者及び道路通行者の安全・安心を確保することを目的とする。

第2章 作業の内容

- 4 作業実施時期 別紙「標準年間管理計画表」による。
- 5 樹木の点検（一次診断）
 - (1) 点検対象の樹木については、別紙「公園配置図」及び「樹木種類と数量」を参考とし、目通り80cm以上のものとする。
 - (2) 点検項目は以下のとおりとし、「樹木点検表」に点検及び総合判定の結果を記載すること。
 - ①幹に傾斜がないか（明らかに不自然な傾きの確認）
 - ②外見に異常がないか（幹の空洞等の異常、枯れ枝、根の異常等の確認）
 - ③キノコの発生がないか（主にベッコウタケ、コフキタケの確認）
 - ④異常な揺らぎがないか（幹のできるだけ高いところを強く押す）
 - ⑤根元に腐朽がないか（鉄のピンで根元を刺す）
 - (3) 総合判定について
上記①～⑤の点検結果を総合的に勘案し、「1 異常なし」「2 注意」「3 要経過観察」「5 伐採すべき」のいずれかの「総合判定」を行うこと。「3」及び「5」の判定が困難な場合にのみ「4 二次診断へ」とすること。
 - (4) 点検を実施している際に、特に危険性が高いと思われる樹木（倒木や大きな枝の落下等）を見つけた場合は、速やかに市担当者に報告し、現地で可能な応急的措置・対策をその場で講じること。
【緊急的措置対策の例】
倒伏・落枝等の対策・・・ロープ、カラーコーン・バー等による立入り禁止措置、注意看板の設置、危険枝の除去等
- 6 樹木の点検（二次診断）
 - (1) 点検の対象とする樹木については、一次診断の際に「4 二次診断へ」と判

仕様書

- 定されたもののうち、市が二次診断を必要と判断したものについて実施する。
- (2) 本点検は必ず樹木医が行い、一次診断と同じ項目を実施する他、必要に応じて木槌で叩く等を行い、伐採が必要であるかの判断を行う。
 - (3) 特に危険性が高いと判断した場合は、5 (4) と同様の対応をすること。

7 樹木の伐採と剪定

(1) 対象樹木

- ①別紙「樹木種類と数量」に記載 (27本程度) の樹木については、協議後に伐採を判断する。
 - ②上記5、6の点検の結果、総合判定が5 (危険) になった樹木。
(想定数は6本程度、点検数251本の2%)
 - ③上記①、②を対象とし最終決定は、市と協議するものとする。
- (2) 落下の可能性があると思われる枯れ枝について剪定を行うこと。
 - (3) 伐採等作業の際は、周辺樹木、施設、工作物等に損傷が起きないように注意して行うこと。
 - (4) 伐採、剪定した樹木は、適正な処理をすること。

8 樹木への番号表示及び台帳作成

- (1) 5にて点検を実施した樹木に対し通し番号を付番し表示し、5 (2) 「樹木点検表」の樹木番号に記載すること。
- (2) 上記 (1) の情報を当該公園の図面に記載すること。

9 ゴミの処理

- (1) 伐採によるゴミ発生量は13,900 kgを想定している。
 - ア ヤマザクラ、エノキ等、1,100 kg×5本=5,500 kg
 - イ ユーカリ、シュロ等、300 kg×28本=8,400 kg
- (2) 本委託業務により発生するゴミ (枝葉等) については適正な処理をすること。
また、処分したゴミの計量伝票 (重量記載) の写しを、作業報告書と一緒に提出すること。
- (3) 受託者は、枝葉等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに、関係法令の定めに従うこと。

第3章 その他

10 作業日と時間

- (1) 作業時間は当日の作業に要する時間に加え、作業の準備に要する時間、作業の後片付けに要する時間を含めた時間とし、昼休み1時間を除いた計8時間とする。

仕様書

- (2) 当該公園内作業における開始時間と終了時間は、原則として開園時間内（午前9時から午後5時、休園日は12/29 から1/3）とし、交通公園管理事務所と打ち合わせて決めることとし、市が認めた場合は変更することができる。

11 作業の休日

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び松戸市の休日を定める条例に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

12 作業報告

- (1) 10(2)にて決定した作業日を事前に市担当課まで報告し、必要に応じ指示を受けること。その後現場の状況などにより、作業内容等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。
- (2) 報告書の作成に当たっては、作業日毎に、作業日報及び当日の代表的な作業の写真帳を作成し、提出すること。なお、写真撮影頻度は下記のとおりとする。
- ①樹木の点検作業・・・1日2箇所以上の作業状況の写真
 - ②樹木の伐採作業・・・1日1箇所以上の作業前後の写真
- (3) 作業日報には下記のことを明記すること。
- ①委託名称
 - ②作業日
 - ③作業時間
 - ④天気
 - ⑤作業班構成
 - ⑥作業場所（公園内配置図のAからI）
 - ⑦作業内容
 - ⑧ゴミの処理（重量、内容、搬出先）
- (4) 報告書は作業区域ごとに作成すること。
- (5) 点検した樹木について樹木点検表に記載し提出すること。なお樹木点検表の詳細書式については市担当者と協議すること。
- (6) 上記(5)の樹木点検表の樹木番号を公園内エリア図に記載し提出すること。なお、公園内エリア図の詳細書式については市担当者と協議すること。

13 記録写真

- (1) 作業を行う場所（複数箇所で作業の場合はうち1箇所）にて、以下に示す内容が確認できるような記録写真の撮影を実施すること。
- ①作業人員の作業状況（撮影者を除く）
 - ②ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策

仕様書

- ③作業している場所（景色が広く写るように撮影、園名板を撮影等）
- (2) 上記撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。
 - ①委託名称
 - ②作業場所（公園内配置図のAからI）
 - ③作業内容
 - ④撮影日
- (3) 撮影した記録写真は電子媒体または紙媒体で当該業務委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

14 作業内容による業種指定

- (1) 造園工・・・作業の監督、点検（一次診断）・伐採作業及び作業車両の運転等
- (2) 樹木医・・・作業の監督、点検（二次診断）
- (3) 普通作業員・・・点検における造園工または樹木医の補助、伐採作業における造園工の補助、作業車両の運転等
- (4) 軽作業員・・・造園工、普通作業員の作業補助等
- (5) 交通誘導員・・・道路上や利用者が多い公園での、車両、歩行者、公園利用者等の誘導

15 安全対策

- (1) 受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の防止に努めること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。
- (2) 作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡等作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。また、公園内での作業についても、必要に応じ、市担当者と協議のうえ交通誘導員を配置すること。
- (3) 作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況を遅滞なく市担当者に報告すること。
- (4) 近年夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については、特に留意すること。

16 関係法規の遵守

受託者は業務遂行にあたり、関係法令、条例及びその他諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

仕様書

17 疑義の解決

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

18 住民の対応

受託者は、業務に関し、住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

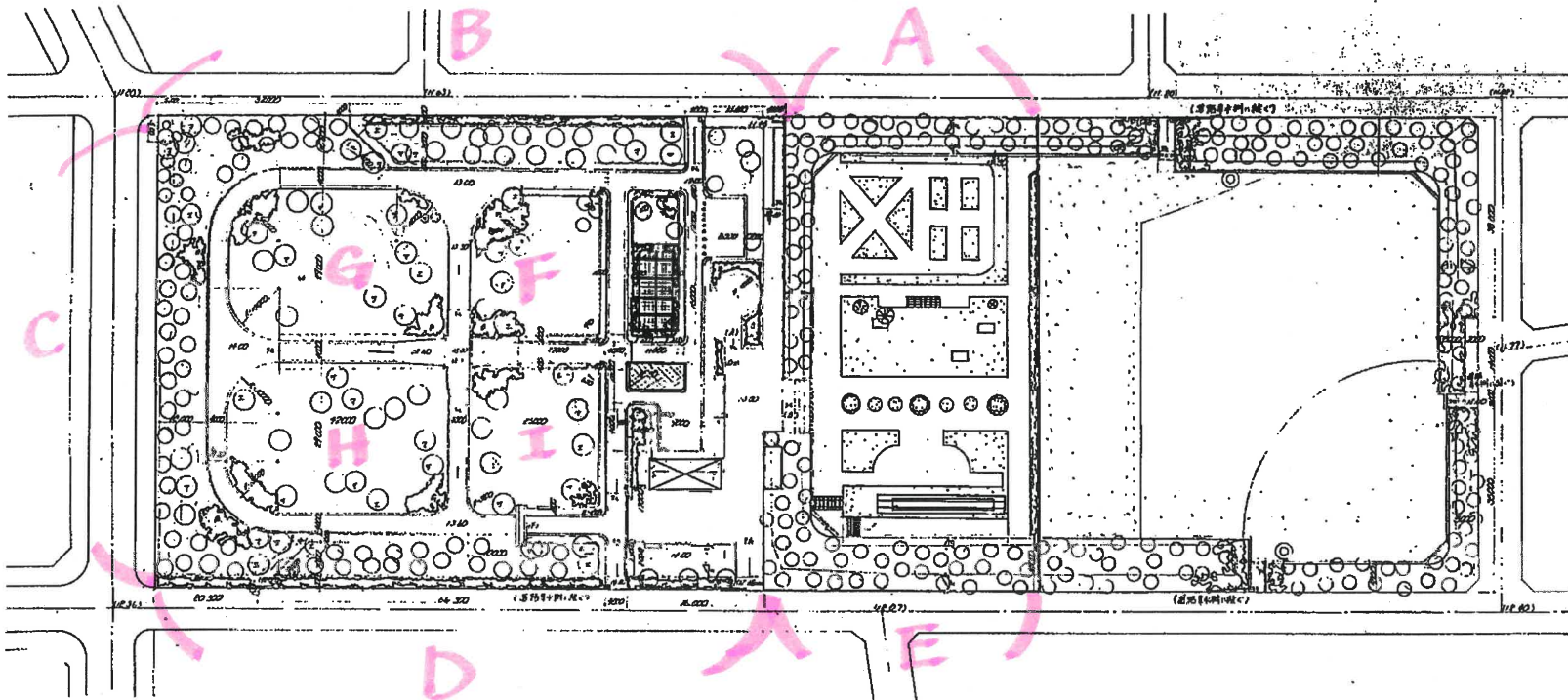
19 本仕様書に記載のない事項

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。

ユ一カリ交通公園緊急樹木点検・伐採等業務委託 標準年間管理計画表

作業項目	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
樹木点検（一次診断）						12月～2月中旬の実施を基本とする。 必要に応じて2月中旬以降も実施する。
樹木点検（二次診断）						1月中旬～2月中旬の実施を基本とする。 必要に応じて契約期間中に実施する。
樹 木 伐 採						1月～3月上旬の実施を基本とする。 必要に応じて契約期間中に実施する。

ユーカリ交通公園



内 容 表			
項 目	区 号	数 量	備 考
敷 地			
1. 敷地正	101	101.00	道路正局
2. 敷地正			植栽地
3. 敷地正	101	101.00	植栽地
4. 敷地正			
5. 敷地正			
6. 敷地正			
7. 敷地正			
8. 敷地正			
9. 敷地正			
10. 敷地正			
11. 敷地正			
12. 敷地正			
13. 敷地正			
14. 敷地正			
15. 敷地正			
16. 敷地正			
17. 敷地正			
18. 敷地正			
19. 敷地正			
20. 敷地正			
21. 敷地正			
22. 敷地正			
23. 敷地正			
24. 敷地正			
25. 敷地正			
26. 敷地正			
27. 敷地正			
28. 敷地正			
29. 敷地正			
30. 敷地正			
31. 敷地正			
32. 敷地正			
33. 敷地正			
34. 敷地正			
35. 敷地正			
36. 敷地正			
37. 敷地正			
38. 敷地正			
39. 敷地正			
40. 敷地正			
41. 敷地正			
42. 敷地正			
43. 敷地正			
44. 敷地正			
45. 敷地正			
46. 敷地正			
47. 敷地正			
48. 敷地正			
49. 敷地正			
50. 敷地正			
51. 敷地正			
52. 敷地正			
53. 敷地正			
54. 敷地正			
55. 敷地正			
56. 敷地正			
57. 敷地正			
58. 敷地正			
59. 敷地正			
60. 敷地正			
61. 敷地正			
62. 敷地正			
63. 敷地正			
64. 敷地正			
65. 敷地正			
66. 敷地正			
67. 敷地正			
68. 敷地正			
69. 敷地正			
70. 敷地正			
71. 敷地正			
72. 敷地正			
73. 敷地正			
74. 敷地正			
75. 敷地正			
76. 敷地正			
77. 敷地正			
78. 敷地正			
79. 敷地正			
80. 敷地正			
81. 敷地正			
82. 敷地正			
83. 敷地正			
84. 敷地正			
85. 敷地正			
86. 敷地正			
87. 敷地正			
88. 敷地正			
89. 敷地正			
90. 敷地正			
91. 敷地正			
92. 敷地正			
93. 敷地正			
94. 敷地正			
95. 敷地正			
96. 敷地正			
97. 敷地正			
98. 敷地正			
99. 敷地正			
100. 敷地正			

04-4_【仕様書別紙】樹木種類と数量.xlsx

	樹種	数量（本）										点検対象（全樹種）	点検対象（単価第1表）	点検対象（単価第2表）	伐採本数（単価第1表）	伐採本数（単価第2表）
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	合計					
単価第1表	やまざくら	-	1	-	4	-	-	1	5	2	13	10	10			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	1	2	-	3				3	
単価第1表	えのき	-	4	-	3	-	2	1	1	3	14	14	14			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
単価第1表	まてばしい	-	3	-	6	-	1	4	3	1	18	17	17			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1				1	
単価第2表	ユーカリ	4	15	23	1	20	2	10	6	4	85	64		64		
	↑うち伐採	2	6	2	-	5	-	5	-	1	21					21
単価第2表	シュロ（ヤシ科）	-	1	-	-	-	-	10	9	-	20	20		20		
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
単価第2表	不明・その他	-	31	23	13	-	12	19	18	5	121	119		119		
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2					2
単価第1表	かき	-	-	-	-	-	1	-	-	2	3	3	3			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
単価第1表	くり	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
単価第1表	いちよう	-	-	-	-	-	-	1	2	-	3	3	3			
	↑うち伐採	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0					
	合計	4	55	46	27	20	18	46	45	17	278	251	48	203	4	23
	↑うち伐採	2	6	2	0	5	0	7	4	1	27					

■樹木点検表

管理場所

樹木番号	樹種	点検項目（仕様書5（2）参照）					総合判定	備考
		① 不自然な傾斜	② （幹・枝・根） 外見異常	③ キノコの有無	④ 揺らぎ	⑤ 貫入異常		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

点検項目①から⑤の診断を踏まえて総合判定する

- 異常なし（特に問題なし）・・・・・・・・・・ 1
- 注意（危険性は低いが今後も注意が必要）・・・・・・ 2
- 要経過観察（太い枝折れ等があり経過観察が必要）・・・・ 3
- 二次診断へ（3か5かの判定できない）・・・・・・ 4
- 伐採すべき（倒木や太い枝折れ等の危険性あり）・・・・ 5

※「4」は極力減らすこと

■樹木点検表（記入例）

管理場所 ○○○○公園

このようなものを見つけた場合、速やかに市へ連絡する。

樹木番号	樹種	点検項目（仕様書5（2）参照）					総合判定	備考
		① 不自然な傾斜	② （幹・枝・根） 外見異常	③ キノコの有無	④ 揺らぎ	⑤ 貫入異常		
1	ソメイヨシノ	○	○	×	○	○	3	太い折れ枝（要経過観察）
2	ソメイヨシノ	○	×	○	○	×	2	枯れ枝（今にも落ちそう）
3	ソメイヨシノ	○	×	×	×	×	5	枯れ枝、バッコウタケ
4	ユリノキ	○	○	×	×	×	5	バッコウタケ
5	ユリノキ	○	○	○	○	○	1	
6	ニセアカシア	○	×	×	○	×	5	
7	ニセアカシア	○	×	○	○	×	2	貫入異常だが、外側の根の状況が良い
8	ユーカリ	○	×	○	○	○	2	枯れ枝
9	ユーカリ	○	○	○	○	○	1	
10	ユーカリ	×	×	○	○	×	5	ユーカリではあまり見られない傾き

点検項目①から⑤の診断を踏まえて総合判定する

- 異常なし（特に問題なし）・・・・・・・・・・・・・1
- 注意（危険性は低いが今後も注意が必要）・・・・・・・・・・・・・2
- 要経過観察（太い枝折れ等があり経過観察が必要）・・・・・・・・・3
- 二次診断へ（3か5かの判定できない）・・・・・・・・・・・・・4
- 伐採すべき（倒木や太い枝折れ等の危険性あり）・・・・・・・・・5

※「4」は極力減らすこと